

(表表紙からのつづき)



# 婚姻届のしおり



～よくあるご質問～

～よくあるご質問～

### Q 婚姻届と同時に住所の異動届をする場合、届書には引っ越し前の住所を書きますか？

A 新しい住所をお書きください。この場合、婚姻届の窓口で住所の異動届も受付しますので、その旨を担当職員にお伝えください。

婚姻届の提出だけでは住所の変更はできません。また、同じ住所でも世帯が別の場合、婚姻届によって同じ世帯にはなりません。別に住所の異動届や世帯合併の手続きが必要です。下記の表の住民異動届は時間外受付では取り扱っておりませんので、ご注意ください。

届	届出期間	届出人	必要書類	備考
転入 (事前に前住 所地で転出届 が必要です。)	転入または転居 した日から 14日以内	本人 または 世帯主	転出証明書 マイナンバーカード 本人確認書類※	※本人確認書類は 運転免許証、 マイナンバーカード、 パスポート、 身体障害者手帳 など
転居			マイナンバーカード 本人確認書類※	
世帯合併	変更があった日 から14日以内	本人確認書類※		

(注) 転入…和光市外から市内に住所を異動すること。  
転居…和光市内で住所を異動すること。  
世帯合併…同住所にある2つの世帯を合併し1つにすること。

### Q 結婚で氏が変わりますが、手続きをしなければならないものはありますか？

A 氏名を登録しているものは変更が必要になります。一例として、下記のようなものが考えられます。変更のために必要になる書類等の詳細は、直接手続き先にお問い合わせください。

なお、和光市に住民登録をしている人のマイナンバーカードは、戸籍住民課窓口で氏変更しますので、婚姻届を提出する際と一緒に持ちください(時間外受付の場合は、後日開庁時間内に手続きが必要です)。

例 マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険・年金関係、金融機関の口座名義、各種資格関係、勤務先への届、電話・インターネット等通信関係など

### Q 結婚の記念に市役所で記念撮影をしたいのですが、専用の撮影場所がありますか？

A 市役所本庁舎3階、秘書広報課カウンターの前にあります。ご持参のスマートフォン等で、秘書広報課の職員が撮影します。

ご利用できる時間は平日の8時30分から17時15分までです。

### Q 和光市で婚姻届を提出する場合、届書以外に必要なものはありますか？

A 以下の書類が必要になります。外国人と婚姻する場合は別途お問い合わせください。

- ・届書を持参される方の運転免許証やマイナンバーカード、パスポート等の本人確認書類
- ・届出人欄に押印した場合は届出印(押印は任意、シャチハタ等のゴム印不可)

### Q 証人は必要ですか？

A 婚姻届を提出するときは、証人として二人の方の署名や住所・本籍等の記入が必要です。成人の方であれば、親族でも友人でも構いません。同じ氏の方が証人になり、押印する場合はそれぞれ異なる印を押してください。(押印は任意です)

### Q 結婚式の日婚姻届を提出したいのですが、その日は祝日で市役所が休みです。市役所窓口の開庁時間外に提出するにはどうすればよいですか？

A 婚姻届は24時間受付しています。和光市役所の場合、提出先は下記のとおりです。

時間帯	提出場所
平日(月～金曜)の8時30分～17時15分 第3土曜の8時30分～12時	市役所本庁舎1階戸籍住民課
上記以外の平日の時間帯、土曜、日曜、祝日、 年末年始	市役所本庁舎地下1階時間外受付
届書を時間外受付に提出し、内容に不備があった場合、再度来庁していただく場合があります。あらかじめ提出前に届書の記載内容について、戸籍担当職員の確認を受けることをお勧めします。	

※第3土曜の8時30分～12時に提出される場合、和光市に本籍がない、和光市に住所がない、など他の市区町村へ照会しなければならない届書は、原則受領(お預かり)になり、受理保留となります。

※時間外受付に届書を提出される場合は、当直職員が受領(お預かり)します。

※受領した届書は、翌開庁日に担当職員が確認し、内容に不備がなければ婚姻届を提出された日にさかのぼって受理します。

※受理の決定以降であれば、受理証明書や氏名変更後の住民票(和光市に住民登録がある場合)を発行できます。婚姻後の戸籍謄本を取得できるようになるまでには1～3週間程度かかりますので、ご注意ください。

(裏表紙に続きます)